

第4章 施策の展開

第1節 子どもが心豊かに成長できる（基本的視点1）

目標1 子どもの最善の利益が守られている

子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、「第3次明日の小金井教育プラン」に基づき人権教育を実施している市内小中学校とも連携しながら、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、相談体制を充実し、子どもにやさしい地域づくりを子どもとともに進めます。

1-1. 子どもの権利を守るための相談及び救済窓口を充実します

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。児童虐待やいじめ、犯罪は、命の危険やその後の心理的な後遺症など様々な権利侵害につながります。悩みやつらい気持ちを抱えながら周囲に相談できずにいる子どもの声を社会全体で受け止める必要があります。子どもの安心・安全を守るため、他機関とも相互連携した迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済窓口を充実します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもオンブズパーソン (児童青少年課) <重点事業>	子どもの気持ちを尊重し、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようにすることを大切にしながら、相談・救済に取組み、子どもの権利に関する普及啓発活動を行う。	「子どもオンブズパーソン」についての(市民)認知度(%)	子ども 9.5 (中・高校生世代のみ) 大人 17.1						子ども 40.0 25.0 大人 40.0 20.0
2	虐待対応事業 (こども家庭センター) <重点事業>	子どもを虐待から守るため、児童相談所や民生・児童委員、警察署、その他関係機関とのネットワークを強化し、関係改善が必要な親子へのサポートなどを行う。	虐待相談件数(件)	1,862						維持
			ケース検討会開催回数(回)	42						維持
3	スクールカウンセラーの配置 (指導室)	悩みなどを気楽に話し、心にゆとりを持てるような環境を提供するために、各小中学校にスクールカウンセラーを配置する。必要に応じ他機関と連携を図る。	相談回数(回)	12,570						維持
4	巡回型スクールソーシャルワーカーの配置 (指導室)	いじめ、不登校や虐待が疑われる児童・生徒及び問題行動傾向のある児童・生徒等への指導充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーが定期的に巡回し、家庭や関係機関との連絡調整を行う。	相談件数(件)	328						維持
			訪問回数(回)	721						維持

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
5	教育相談事業 (指導室)	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭や他機関と連携しながら、子どもが抱える様々な問題に対応する。また、子ども自身が電話やインターネットで相談できる体制を作る。	相談件数(件)	1,951	→					維持
6	子ども(子育て総合)相談 (こども家庭センター)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	こども家庭センターでの小学生以上の子どもに関する相談延べ件数(件)	2,895	→					漸増

1-2. いじめ・虐待等の対策とヤングケアラーの支援を行います

いじめや虐待による子どもの権利侵害を防ぐためには、未然防止と早期の対応が有効です。早期に対応することで、権利の侵害を最小限に食い止め、子どもを命の危険から守ることができます。そのためには、問題に遭遇した子どもを早期に発見することが重要ですが、核家族による子育て家庭の密室化やインターネット上でのいじめなど、問題が表面化しづらい実態も増えています。そのような中、権利擁護の観点から民法等の一部改正に伴い児童福祉法等(令和4年12月1日施行)が改正され、親権者等による体罰の禁止に加え懲戒権の規定が削除されました。また本市では「小金井市いじめ防止対策推進条例」(令和3年4月施行)が制定されました。学校と家庭、地域社会が連携しいじめ防止に取り組むとともに、体罰などによらない子育ての普及啓発などによる虐待の未然防止と、早期発見により子どもの命と心を守ります。

本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係、進路等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらい状況にあります。福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、本人の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくため、世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	虐待防止啓発事業 (こども家庭センター) <重点事業>	子どもが相談できる窓口を周知するとともに、体罰などによらない子育てなどの相談を行う。また、要保護児童対策地域協議会での虐待防止マニュアルの活用や構成機関への巡回訪問を行う。	児童虐待防止キャンペーンの実施	実施	→					維持
			要保護児童対策地域協議会構成機関への巡回訪問回数(機関数)	76	→					拡充
2	いじめ等の対策システム (指導室)	いじめや虐待、非行など何か問題に遭遇した子どもを早期に発見し、保護者を支援しながらその原因を取り除き、楽しく学校に通えるようなシステムを作る。また、いじめ等が起こらないような教育や環境づくりを行うために、地域ぐるみの支援ネットワークで支える。	学校、家庭、地域が連携しいじめの防止等の活動の実施	実施	→					継続
			いじめ等の状況についての実態調査の実施	実施	→					継続
			いじめ問題対策委員会の開催回数(回)	2	→					維持
	同(地域福祉課)		民生・児童委員による学校訪問事業での訪問学校数(校)	14	→					14

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
	同(こども家庭センター)		要保護児童対策地域協議会での情報交換と支援	実施	→					維持
3	ヤングケアラーの相談(地域福祉課・こども家庭センター)	こども家庭センター及び福祉総合窓口による相談の実施	相談件数(件)		→					維持
4	ヤングケアラーの実態把握(こども家庭センター・指導室) <重点事業>	ヤングケアラーを早期に把握するため、関係機関と連携し実態把握を行う。	実態把握の実施	—	検討	実施	→			継続
5	ヤングケアラーへの理解・促進(地域福祉課・こども家庭センター) <重点事業>	ホームページ等で周知・啓発を行うとともに、要保護児童対策地域協議会及び重層的支援体制支援会議を活用し、関係者への周知・啓発を行う。	要保護児童対策地域協議会での周知 重層的支援体制支援会議での周知	—	→	実施	→			継続
6	ヤングケアラー支援における関係機関連携体制の構築(地域福祉課・こども家庭センター) <重点事業>	要保護児童対策地域協議会及び重層的支援体制支援会議との連携方法の検討・整備	関係部署による支援体制の検討	—	検討	実施	→			維持

1-3. 犯罪等から子どもを守り、自殺を防止する見守りの環境づくりを進めます

子どもを狙う犯罪は、全国で後を絶ちません。禁止薬物やネットポルノなど、知らないうちに巻き込まれる犯罪もあります。子ども自身の危機回避能力を育成するほか、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域全体で犯罪の起こりづらい環境をつくりまします。

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子ども・若者への自殺対策を強力に推進する必要があります。本市では、「第2次小金井市自殺対策計画」(令和6年3月)を策定し、子ども・若者にかかわる自殺対策の推進を重点施策に掲げています。地域の大人や学校関係者等での見守りや支援体制の強化を図り、計画的に推進していきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもを犯罪から守る防犯対策(地域安全課)	ボランティアによる市内パトロールなど、子どもが安心して過ごせるまちづくりを行う。学校、保育所や学童保育所などで防犯対策に努める。	パトロール実施回数(回)	203	→					維持
			こがねい安全・安心メール配信件数(件)	341	→					維持
	同(学務課)		小学校通学路への防犯カメラの設置台数(台)	6	→					維持
	同(児童青少年課)		児童館及び学童保育所において訓練・研修会等を実施	実施	→					継続
2	子どもを見守る家(カンガルーのポケット)(指導室)	登下校時の不審者に対する一時的緊急避難所として「子どもを見守る家」の設置を促進する。	登録件数(件)	1016	→					維持
3	セーフティー教室(指導室)	薬物、インターネットを利用する際に起きる被害、加害、不審者対策等について学び、危険回避・犯罪防止等の能力を育成する。	セーフティー教室、薬物乱用防止教室、情報モラル教育の実施	実施	→					継続

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
4	第2次小金井市自殺対策計画の計画的推進(健康課)	第2次小金井市自殺対策計画を基に計画掲載事業と連動させることにより、子ども・若者に関わる自殺対策の推進を図ります。	自殺対策推進本部による進行管理・評価・改善の実施	実施	→					継続

1-4. 普及啓発を推進し、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進めます

虐待や差別(いじめ)の背景の一つとして子どもの権利への意識の低さが指摘されています。子どもの最善の利益を守るためには、周りの大人はもちろん、子ども自身が権利の主体であることに気付く必要があります。子どもの権利を広く普及させることで、子どもを児童虐待やいじめ等の人権侵害から守るとともに、子ども自身が権利を理解し、他者にも権利があり、互いに尊重しあうことの大切さを伝えていきます。

子どもの権利についての理解を深めることができるよう、周知や理解促進のための活動に取り組み、子どもの権利を大切にする意識の向上を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもの権利学習の推進(児童青少年課) <重点事業>	子ども自身が子どもの権利について理解を深めるための取組を実施する。	権利学習の実施	実施	→					継続
2	子どもの権利についての意識啓発の強化(児童青少年課) <重点事業>	「(仮称)子どもの権利の日」など、子どもの権利について市民全体で考えるきっかけをつくるとともに、保護者をはじめとする大人への啓発・周知を行う。	更なる啓発・周知の実施	—	検討	実施	→			継続
3	人権教育の推進(指導室)	各小中学校で人権教育教材(人権教育プログラム等)を活用し、各教科・総合的な学習の時間等すべての教育活動において人権教育の推進を図る。各小中学校から人権教育推進委員を選出し、市で年3回の研修を行う。	小中学校における人権教育の実施	実施	→					継続
4	子どもの権利の地域における学習支援(公民館)	子どもの人権講座など、市民の学習会の支援を行う。	子どもの人権講座への延参加者数(人)	100	→					維持

目標2 子ども・若者が豊かな体験と仲間づくりができる

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長するために、豊かな経験や仲間との交流を通して、自分と相手の個性を相互に尊重することを学ぶ必要があります。行政、家庭、学校、地域が連携しながら、子どもが様々な体験の機会を得たり、社会の一員としての関わりを経験できるよう、取り組みます。

2-1. 子ども・若者の意思を尊重し、社会参加できる機会を提供します

こども基本法では、子ども施策の基本理念として、全ての子どもについて、その年齢及び発達に応じて、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画

する機会が確保されること」、及び「その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。子ども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。子ども施策を策定、実施、評価するにあたって、施策の対象となる子ども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

著しい社会変化の中、予測困難な未来を生きる子どもたちに必要なのは、能動的に考え、行動できる原動力となる自分への自信です。社会の中で自分の意見が尊重され存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身につきます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は貴重です。声を聴かれにくい、意見表明への意欲や関心を積極的に表すことができない子どもがいることにも配慮し、安心して意見表明できる場やボランティア活動等を通じた社会参加の機会を提供し、意見反映の機会を提供します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	児童館における意見箱の設置 (児童青少年課)	子どもや若者の考えや意見を表明できる場を作り、尊重する。児童館内への意見箱の設置や子ども主体による児童館事業を実施する。意見表明の場として各中学校生徒会による意見交換会を実施する。	意見箱への投書数(通)	122	→					漸増
2	じどうかんフェスティバル (児童青少年課)		子どもの意見を反映した「じどうかんフェスティバル」の実施	実施	→					継続
3	中学校生徒会による意見交換会 (指導室)		中学校生徒会による意見交換会の実施	実施	→					継続
4	YAサポーター (公民館)	小学校高学年から25歳くらいまでの若者が公民館で実施する講座の企画段階から参画し、若者自身の問題意識等に基づく主体的な学びを行う。若年のうちから公民館に親しむことにより、学びが循環する地域づくりにつなげる	若者自主講座の実施	実施	→					継続
5	多様な声を施策に反映させる工夫の実施 (各課)	子ども・若者が、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に際し多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。	子ども・若者に関わる各種計画の策定・進捗確認や事業実施等における意見聴取の実施	実施	→					継続
6	子どもや若者の意見表明のサポート (各課)	子どもや若者が安心・安全に意見がしやすい環境を整える。	子どもや若者の意見表明をサポートする人材の活用	-	検討	実施	→			継続
7	子どもや若者の意見反映 (児童青少年課・各課)	子どもや若者の意見を反映させるための仕組みを創出し、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高める。	市政運営に子どもや若者の意見を反映させるための仕組みの創出	-	検討	実施	→			継続
8	ボランティア活動への参加 (児童青少年課)	中・高校生ボランティアの参加を得る。また、ボランティア活動に参加しやすい環境を整え、子どもの参加意欲を高める。	中・高校生ボランティア登録・参加者数(人)	184	→					維持
	同(指導室)		ボランティアカードの小学校5・6年生及び中学生への配布	実施	→					継続

2-2. 子ども・若者の多様な遊びや体験、活躍できる機会を応援します

遊びや体験活動は、子ども・若者の健やかな成長の原点です。例えば、子どもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的

スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

将来、子どもたちが自立し、社会の中で自己実現していくためには、子どもに多種多様な出会いや体験を経験することが大切です。自然環境に恵まれた地域性を最大限に生かし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で自立に必要な力を身につけられるよう、子どもの体験活動を支援していきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもの体験事業 (公民館)	「子ども体験講座」などを行う。 ※対象学年…講座による	子ども体験講座延べ参加人数(人)	78	→					維持
	同(生涯学習課)	清里の自然を生かした様々な体験教室を行う。 ※親子参加、夏・冬開催	清里山荘自然体験教室参加人数(人)	67	→					維持
	同(経済課・農業委員会)	※対象学年…小学校による	学童収穫体験事業参加児童数(人)	1822	→					維持
	同(児童青少年課)	野外事業(「わんぱく団」, 「わんぱく号」)を実施する。	わんぱく団活動参加人数(人)	60	→					維持
	わんぱく号参加人数(人)		311	→					維持	
同(図書館)	※対象学年…小学5年生から中学3年生	小・中学生の1日図書館員・職場体験学習者数(人)	51	→					40	
2	各種スポーツ事業 (生涯学習課)	親や指導員も参加し、子どもとの交流を図れるよう「少年少女野球教室」「ジュニアサッカーフェスティバル」「親子体操教室」などを実施する。体育協会との連携により、少年少女スポーツ団体に対し、財政的支援を行う。	少年少女野球教室、ジュニアサッカーフェスティバル、親子体操教室、水泳教室などの延べ参加者数(人)	265	→					維持
3	図書館事業 (図書館)	子どもと本を結び付けるために、おはなし会や各種行事を開催する。(おはなし会・おたのしみ会・工作会)	おはなし会参加人数(人)	1,183	→					1,200
			おたのしみ会参加人数(人)	112	→					120
			夏休み工作会参加人数(人)	56	→					40
4	はけの森美術館教育普及活動 (コミュニティ文化課)	はけの森美術館の展覧会の開催にかかる関連企画及び教育普及活動としてのワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業などを通し、子どもが美術を中心とする芸術活動に出会い、体験し、ゆたかな感性を育むことに努める。	ワークショップ、鑑賞教室、学校への出前授業等の延べ実施回数(回)	23	→					25
5	YAサポーター (公民館)	小学校高学年から25歳くらいまでの若者が公民館で実施する講座の企画段階から参画し、若者自身の問題意識等に基づく主体的な学びを行う。若年のうちから公民館に親しむことにより、学びが循環する地域づくりにつなげる	若者自主講座の実施	実施	→					継続

※上記の他に、学校では、教育課程の中で演劇鑑賞や音楽発表会、移動教室など様々な機会を通じた体験活動を推進しています。

2-3. 子ども・若者の居場所と交流の場を充実します

核家族や地域社会でのふれあいの機会が減少する中で、子どもや若者、子育て家庭の不安や孤立感を軽減するため、子ども同士や親子が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

子どもが一人で安心して過ごせたり、ゆるやかな交流の中で気の合う仲間づくりができるよう、子ども

もの生活圏を踏まえた子どもの居場所と交流の場を充実します。

子ども・若者の居場所と交流の場の充実にあたっては、家庭・地域・教育関係者・行政が協働して進めるための仕組みづくりに取り組むとともに、多様な子どもの課題や担い手のあり方等について、関係者により継続的な検討を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績 R5	計画(年度)					
					R7	R8	R9	R10	R11	
1	子どもの居場所づくりの推進 (子育て支援課) <重点事業>	子どもの居場所に関するネットワークづくりを進める。	子どもの居場所に関するネットワークづくり	実施	→					継続
		子どもの居場所のあり方の検討を踏まえ、子どもや保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所づくりを推進する。どの家庭も孤立せず、地域とつながるように、地域全体で家庭を支援する環境を整備する。	子どもの居場所づくりの推進	実施	→					継続
2	児童館事業 (児童青少年課) <重点事業>	子どもの健全育成として、小学生対象のグループ活動などのほか、中・高校生事業、子育て支援、子育てグループの活動支援などについて、開館時間の延長も行い実施する。児童館事業の在り方について継続して検討する。	来館者数(人)	88,479	→					漸増
			開館延長時の利用者数(人)	22,682	→					漸増
3	冒険遊び場事業 (児童青少年課)	自然の中で子どもが自由な発想で自由に遊べる場(プレーパーク)を提供する。	プレーパーク来場者数(人)	15,629	→					漸増
4	校庭、公園等遊べる場の整備等 (環境政策課)	子どもから高齢者までの憩いの場・交流の場、青少年が安心して遊べる魅力ある場の確保と環境づくりを行う。	子どもから高齢者までが参加できる公園イベントの実施	—	→					継続
			公園内遊具の点検・修理	実施	→					継続
	同(生涯学習課)		遊び場開放延べ参加者数(人)	854	→					漸増
	登録団体開放延べ参加者数(人)		54,246	→					維持	
5	子どもの公共施設の利用 (公民館)	公民館、体育館等、子どもだけでも利用できる公共施設の充実を図る。	子どもの公民館ロビー利用の促進	ロビー開放	→					継続
			総合体育館・栗山公園健康運動センターでの中学生以下の利用者数(人)	27,154	→					漸増
6	子どもの居場所づくり推進事業 (子育て支援課)	子どもの居場所(子ども食堂、学習支援、自由な居場所)を運営する団体に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の子どもたちに食事及び交流の場を提供する取組について、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援する。	補助支給団体数(団体)	10	→					漸増
7	中高生の余暇活動支援 (児童青少年課)	中・高校生世代の余暇活動を支援し、居場所と交流の場を提供する。	児童館夜間開館事業延べ参加者数(人)	887	→					漸増
			バンド室利用延べ人数(人)	220	→					漸増
			同(公民館)	YA広場参加者数(人)	167	→				

※上記の他に、施策5-2において子どもの地域交流の場の事業を掲載しています。

2-4. 若者の社会的自立に向けて応援します

青年期は、進学や就職など新たな環境に身を置き、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、社会的自立に向けて歩み出す時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとする一方、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援などが求められています。若者の自立を応援するため以下の施策に取り組みます。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものです。不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮するべきとする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、一人一人個々の状況を捉え学校内外に多様な学び、個性や特性に応じた学びの環境づくりについて、家庭、地域、学校、教育関係者、行政と連携して取り組みます。

こども家庭センターや児童館、福祉総合窓口など、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたり、ニートやひきこもりの状態にあたりする若者やその家族に対する切れ目ない相談体制の充実を図ります。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	教育支援センター※ 「もくせい教室」 (指導室)	不登校児童・生徒それぞれの状況に応じた支援を行うことで心の居場所とし、自分らしさを発見し、社会的に自立していくことを目指す。	入所人数(人)	139						維持
2	不登校等児童・生徒への支援(指導室)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家いつでも相談できる環境を整備し不登校状態にある子を支援するためのアウトリーチを含めた活動を行う。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置人数	35						維持
3	子ども(子育て総合)相談 (こども家庭センター)	子どもの相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、子育てのサポートなどを行う。	こども家庭センターでの中・高校生等の若者に関する相談延べ件数(件)							漸増
4	思春期相談 (児童青少年課)	思春期の子どもからの相談に応じ、関係機関と連携を取りながら支援へつなげていく。	児童館における思春期相談の実施	実施						継続
5	福祉総合窓口(地域福祉課)	ひきこもりの方・ご家族の相談をはじめ、生活上のさまざまな不安等の相談に応じ、関係機関と連携し、支援を行う。	ひきこもり等若者に関する相談の実施	実施						継続
6	若者支援における支援体制・連携体制の構築	若者の社会的自立に向けた支援体制の在り方及び連携体制の検討・整備を行う。	関係部署による支援体制の検討	—		検討	準備		実施	
7	就労準備・社会参加支援事業(地域福祉課)	地域の社会資源を活用した就労準備・就労体験ができる社会参加支援事業を実施する。	事業参加者数(人)	—	実施				継続	

※教育支援センターはこれまでの適応指導教室をいい、もくせい教室、教育相談所、特別支援教育業務を集約し教育相談等の総合窓口設置を方針とする(仮称)小金井市教育支援センターとは異なるものです。

第2節 子育て家庭が子育ての喜びを感じている（基本的視点2）

目標3 子育て家庭が必要な支援につながっている

3-1. 経済的負担を軽減します

子どもの貧困問題に対する社会的関心は高まりつつあります。子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を整備することは社会の責務です。

子育て家庭の経済的負担軽減のための各種施策を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	施設等利用給付の上乗せ（幼稚園） （保育課） <重点事業>	私立幼稚園等に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	14,839	→					維持
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100	→					維持
2	施設等利用給付の上乗せ（認可外保育施設） （保育課） <重点事業>	一定の基準を満たす認可外保育施設に在籍する子どもの保護者の負担軽減をさらに図るため、上限額に上乗せして給付を行う。	受給者数（人）	2799	→					維持
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100	→					維持
3	保育所等における副食費の補助 （保育課）	保育所等在籍する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、副食費の補助を実施する。	受給者数（人）	44	→					維持
			受給資格者における受給者数の割合（%）	100						
4	乳幼児・義務教育就学児・高校生等の医療費の助成 （子育て支援課）	病気やけがにより、健康保険が適用される医療行為や薬剤提供を市内在住の児童が受けた場合に、自己負担すべき額から通院一回あたり200円を控除した額を助成する。（乳幼児は自己負担なし）	乳幼児対象児童数（人）	6,900	→					維持
			義務教育就学時対象児童数（人）	9,436	→					維持
			高校生等対象児童数（人）	2,673	→					維持
5	愛育手当 （子育て支援課）	公的補助のない保育園等類似施設に在籍している満3歳から満5歳までの保育費補助等を受けていない幼児の保護者に手当を支給する。	受給者数（人）	14	→					維持
6	小金井市奨学資金 （庶務課）	成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生などに、修学上必要な学資金を援助する。	高校生等受給者数（人）	30	→					継続
			大学生等受給者数（人）	5	→					継続
7	就学援助制度 （学務課）	経済的な理由により教育費（給食費、学用品費など）の支払いが困難な保護者に対して、教育費の一部を援助する。	小学生等受給者数（人）	380	→					維持
			中学生等受給者数（人）	201	→					維持

3-2. 母子保健（関連）事業を充実します

妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期、学齢期を通じて、切れ目のない母子保健体制と関係機関コーディネート体制を強化し、安心して生み育てることができる保健環境を整備します。特に、未熟児、多胎児、病気を持つ子どもなどの子育てに困難を感じる保護者に対しては丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図っていきます。あわせて、次世代の子どもの心身の健康を見据えた保健対策に取り組んでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画（年度）					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	両親学級(母性科) (こども家庭センター)	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、妊婦とそのパートナーを対象とした教室を開催する。	平日コース（ひまわりクラス）参加者延べ人数（人）	67	→					維持
			土曜日コース（たんぼぼクラス）参加者延べ人数（人）	490	→					維持
2	新生児等聴覚検査 (こども家庭センター)	新生児期に聴覚検査を行い、早期に聴覚の障がいを見つけて適切な支援につなげる。	新生児等聴覚受診者数（人）	715	→					漸増
3	乳幼児健康診査 (こども家庭センター)	乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、乳幼児の心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行う。また、必要に応じて経過観察健診などを行う。	3～4か月児健康診査受診率（％）	97.7	→					漸増
			6～7か月児健康診査受診率（％）	91.3	→					漸増
			9～10か月児健康診査受診率（％）	90.8	→					漸増
			1歳6か月児健康診査受診率（％）	95.9	→					漸増
			3歳児健康診査受診率（％）	97.5	→					漸増
4	予防接種事業 (健康課)	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、感染性の病気の発生やまん延を防ぐため、法令に基づき定期予防接種等を行う。	五（四）種混合接種率（％）	105.5	→					漸増
			二種混合接種率（％）	72.7	→					漸増
			麻しん風しん（第Ⅰ期）接種率（％）	94.4	→					漸増
			麻しん風しん（第Ⅱ期）接種率（％）	91.9	→					漸増
			日本脳炎接種率（％）	90.4	→					漸増
			不活化ポリオ接種率（％）	0	→					漸増
			B C G接種率（％）	106.7	→					漸増
			ヒブ接種率（％）	99.9	→					漸増
			小児用肺炎球菌接種率（％）	99.5	→					漸増
			子宮頸がん接種率（％）	58.3	→					漸増
			水痘接種率（％）	88.2	→					漸増
			B型肝炎接種率（％）	102.2	→					漸増
			ロタ接種率（％）	100.1	→					漸増
おたふくかぜ接種率（％）	86.4	→					漸増			
5	小児医療の充実 (健康課)	小児救急医療を確保し、充実を図る。また、休日準夜間診療の体制を維持する。	365日24時間の小児医療救急体制の確保	実施	→					継続
6	母子保健健康相談事業 ①乳幼児保健相談 ②乳幼児健康相談 ③出張健康相談 (こども家庭センター) <重点事業>	育児不安の解消を図るため、保健師等に気軽に相談できる場を確保し、育児支援を行う。	乳幼児保健相談利用者数（人）	438	→					漸増
			出張健康相談利用者数（人）	829	→					漸増

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
7	乳幼児歯科保健指導 (こども家庭センター)	乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科保健指導、予防処置などを行う。	むし歯予防教室実施者数(人)	119	→					漸増
			歯科健診診査実施者数(人)	410	→					漸増
			歯科予防処置実施者数(人)	175	→					維持
8	栄養個別相談・栄養集団指導 (こども家庭センター)	離乳食やアレルギー食、食生活等の子どもの成長に関する食の悩みについて、栄養士との相談の場を提供する。また、食に興味を持ち、つくる楽しさ、食べる楽しさを意識してもらうため、親子でつくれる料理の紹介をする。	栄養個別相談利用者延数(人)	900	→					維持
			栄養集団指導参加者延数(人)	1,230	→					維持
9	子どもへの食育の推進 (こども家庭センター) 同(健康課) 同(保育課) 同(児童青少年課) 同(指導室) 同(学務課)	子どもの発達段階に応じた食に関する情報提供など、地域、学校、子ども関係機関、事業者など、幅広い分野において食育に関する取組を行う。また、食育推進会議や食育推進検討委員会を開催し、事業の円滑な推進を実施する。	離乳食教室(1回食・2回食・回食・完了食)参加者数(人)	374	→					維持
			乳幼児食育メール配信登録者数(人)	1,397	→					維持
			子どもクッキング参加者数(人)	44	→					維持
			栄養講習会(親子クッキング教室)参加者数(人)	6	→					維持
			食育計画及び年間行事計画を作成し、食育事業を実施している保育園数(園)	23	→					漸増
			食事や栄養をテーマにした子育て相談会参加人数(人)	154	→					維持
			食事会・料理教室参加人数(人)	2,725	→					維持
			食育年間指導計画を作成し、食育を推進している小中学校数(校)	14	→					維持
			地場野菜を献立に取り入れた給食を実施している小中学校数(校)	14	→					維持
生徒及び保護者に食育の啓発をしている小中学校数(校)	14	→					維持			
10	両親学級(育児科) (こども家庭センター)	妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなど支援を行うため、乳幼児と保護者を対象とした教室を開催する。	エンジェル教室参加者延べ人数(人)	295	→					維持
			カルガモ教室参加者延べ人数(人)	128	→					維持
11	育児に困難を持つ家庭への支援 (こども家庭センター)	未熟児、多胎児、病気を持つ子どもと保護者が、情報や手段が得られることで、育児の困難さを軽減できるように、家庭訪問などの継続的な個別相談や親子同士が交流できる場を提供する。	未熟児(病児を含む)、多胎児に対する新生児訪問実数(件)	25	→					維持
			乳児・幼児に対する保健師訪問実数(件)	160	→					維持
			個別継続支援実施延べ数(件)	676	→					維持
12	多胎児家庭移動支援事業 (こども家庭センター)	0歳、1歳、2歳を迎える多胎児家庭に対し、育児状況や困りごと等相談支援を実施するとともに、経済的負担の軽減を図るため、移動に要する経費として、ギフト券を提供する。	相談およびギフト券発行数(件)	38	→					維持

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
13	子育て中の保護者グループ相談 (こども家庭センター) <重点事業>	育児に強い不安や困難を感じている保護者を対象に、子育てや自分についての思いを話したり、必要な情報や支援を見つける場を関係機関と連携し、提供する。また、育児に関する日ごろの悩み相談や保護者同士の交流を必要とする保護者の継続支援を行う。	育児不安親支援事業延べ参加人数(人)	27	→					漸増
			保護者グループ延べ参加人数(人)	17	→					漸増
14	薬物乱用防止の普及啓発 (健康課)	地域の関係機関との連携や支援により、思春期の子どもに対する啓発を行う。	東京都薬物乱用防止小金井地区推進協議会が行う啓発事業の支援	実施	→					継続

3-3. 子育てに関する相談・支援、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます

子育てについての不安や負担の軽減を図るためには、必要な時に必要な情報が得られることや、気軽に相談できる環境を整えていくことが必要です。

子育て関連情報の発信のほか、子育てや子育てに関する情報交換・相談ができる場や、子育ての仲間づくりの場の充実により、子育てに関する精神的負担の軽減に努めます。

また、本市における子どもの貧困は、必ずしも見えやすい形ばかりではありません。相談しやすい体制や多層的な居場所づくり、貧困の連鎖を断ち切るための学習支援などで、見えにくい貧困にも寄り添う体制を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	子育て情報の提供 (子育て支援課) <重点事業>	市報、ホームページ、SNS、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの！」と連携し、子育て情報の提供を行う。	市報、ホームページ、SNS、子育てに関する総合冊子を活用した情報提供	実施	→					継続
			子育て支援サイト「のびのびーの！」との連携	実施	→					継続
2	子育て総合相談 (こども家庭センター) <重点事業>	こども家庭センターを窓口とした、子どもや子育てに関する総合相談、情報提供。関係機関と連携し、他の支援機関や子育て支援ネットワークづくりに繋げる。	相談件数(件)	6,013	→					維持
3	育児支援ヘルパー事業 (こども家庭センター)	産前・産後の妊産婦を介助する方がいない家庭を対象に、ヘルパーを派遣し、母体保護及び子育ての負担軽減を図る。	育児支援ヘルパー派遣件数(件)	75	→					漸増
			育児支援ヘルパー派遣時間数(時間)	1479.5	→					漸増
4	子育て施設の地域支援事業 (保育課)	育児不安の軽減のため、保育所において保育所等体験、出産を迎える親の体験学習を実施する。また、学童保育所では空き時間を利用して子育てひろば事業を実施する。	保育所等体験(園)	21	→					漸増
			出産を迎える親の体験学習(園)	11	→					漸増
	同(児童青少年課)	子育てひろば事業(学童ひろば)の実施	実施	→					継続	

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
5	民生委員・児童委員の活動 (地域福祉課)	子どもや妊産婦、ひとり親家庭などの総合相談、利用できる制度や施設、サービスの紹介。判断、治療、処遇を必要とする問題については、関係機関との連携を図りながら速やかな対応を行う。	子ども関係相談・支援件数(件)	318	→					350
6	子育ての仲間づくり事業 (児童青少年課)	孤立化を 방지、仲間づくりを促進するため、親子のふれあい、親同士、子ども同士の交流を促進する。	幼児グループの実施	実施	→					継続
7	子育て講座の開催 (生涯学習課)	妊娠、出産から思春期の家庭教育まで、ライフステージに応じた子育てなどに関する知識の普及や情報提供、保護者同士の交流や仲間づくりなどを行う。	思春期子育て講座の実施	実施	→					継続
			家庭教育学級の実施	実施	→					継続

3-4. 子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます

子育てしやすい職場環境を目指し、求人・就労に関する情報提供や再就職支援に取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	雇用・再就職にかかわる支援事業の広報 (経済課)	子育てをしながら早期の就職を希望する方に、関係機関と連携し、パンフレット等を配布する。また、「こがねい仕事ネット」を通じて市内外の求人と就労に関する情報提供をする。	関係機関のパンフレット等の配布	実施	→					継続
			「こがねい仕事ネット」を通じての求人と就労に関する情報提供	実施	→					継続
2	再就職の支援 (経済課)	関係機関と連携し、就職相談会、面接会、セミナーを実施するとともに、パンフレット等各種労働情報の提供を行う。	就職相談会、面接会、セミナー参加者数(人(延べ))	288	→					維持
3	女性のための再就職支援講座 (企画政策課)	再就職を希望する女性への支援を行う。	再就職支援講座参加者数(人)	16	→					30

目標4 子育て、子育て家庭の困難が軽減されている

4-1. ひとり親家庭を支援します

子育て、家事、仕事等の生活全般で様々な困難を抱えているひとり親家庭に対して、相談や生活支援等のきめ細やかな取組を実施します。また、経済的な自立に向けたプランの作成や子どもの生活や教育を支える養育費の取決めの費用補助など、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援します。

ひとり親家庭ならではの不安に対しては、3-3において、親子の居場所づくりの観点からも支援します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
					R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	ひとり親家庭へのホームヘルプサービス派遣 (子育て支援課) <重点事業>	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、家事または育児などの日常生活に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣する。	周知や広報等の実施	実施	→					継続
			利用世帯数(世帯)	1	→					漸増
2	ひとり親家庭の相談支援事業 (子育て支援課)	母子・父子自立支援員を配置し、経済上や生活一般に関する相談や自立に必要な支援を行う。	相談件数(件)	456	→					維持
3	母子生活支援施設への入所支援 (子育て支援課)	児童(18歳未満)の養育が十分にできない母子家庭に対し、経済的事情にかかわらず、母子生活支援施設への入所支援を行う。	必要とする世帯が利用できる相談支援体制の維持	実施	→					継続
4	養育費確保のための支援 <重点事業>	養育費の取決めを行うひとり親に公正証書作成等経費などを補助する。	養育費確保支援事業補助金申請件数(件)	6	→					維持
5	ひとり親家庭を対象とした自立支援給付金支給事業 (子育て支援課)	ひとり親家庭の母又は父が就職する際に有利な資格の取得を推進するため、給付金を支給し経済的負担の軽減を図る。	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金支給件数(件)	3	→					維持
			母子及び父子家庭高等職業訓練給付金支給件数(件)	1	→					漸増
			ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支給給付金支給件数(件)	0	→					漸増

4-2. 特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)と家庭を支援します

特別な配慮が必要な子ども(障がい児等)の保育や教育ニーズに応えるためには、きめ細かな配慮と十分な支援体制が必要となります。

保育所や学童保育所において、受入れ体制の充実に努めます。また、個々の特性を踏まえ、一人ひとりの子どもの発達を支援するために、子どもの障がいや特別ニーズの早期発見・早期対応、児童発達支援センターにおける事業実施、特別支援教育の環境整備などに取り組みます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
					R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	認可保育所での特別支援保育 (保育課) <重点事業>	保育所の全園で、可能な限り特別な配慮が必要な児童(医療的ケア児を含む)の保育を行う。	公立保育園の障がい児入所人数(人)	33	→					維持
			民間保育園の障がい児入所人数(人)	86	→					維持
2	学童保育所での障がい児保育 (児童青少年課) <重点事業>	学童保育所全所で障がい児の保育を行う。	希望人数に対する受入者数の割合(%)	100	→					維持
3	障がい児の緊急・一時預かり (保育課) <重点事業> 同(自立生活支援課)	保護者の病気などで障がいのある子どもの一時的な預かりを必要とした場合、保育所や障がい者の施設で一時的に預かりを行う。	保育所での障がい児の緊急・一時預かりの実施	検討	→					検討
			都型短期入所利用者数(障がい児のみ)(人)	2	→					3
			短期入所事業利用者数(人)	25	→					25
4	障がいの早期発見 (乳幼児健康診査) (こども家庭センター)	各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障がいを早期発見し、その障がいにあった適切な支援につなげる。	経過観察健康診査延べ人数(人)	33	→					維持
			発達健康診査延べ人数(人)	12	→					維持
			心理経過観察健康診査延べ人数(人)	201	→					維持

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
5	児童育成手当(障害) (子育て支援課)	障がいのある20歳未満の子どもがいる保護者等に手当を支給する。	障害手当対象児童数(人)	57	→					維持
			障害・育成手当対象児童数(人)	11	→					維持
6	小中学校特別支援学級 (指導室)	知的障がいや情緒障がい、難聴・言語障がい等のある子どものため、特別支援教育の環境整備を行う。	個々の障がいに応じた指導の実施のため、個別指導計画を作成した割合(%)	100	→					維持
7	児童発達支援センター事業 (自立生活支援課)	心身の発達に特別な配慮が必要な子どもとその家族に対して、ひとりひとりの子どもの特徴に沿った発達を支援するため、児童発達支援センター「きらり」で必要な相談、指導及び訓練等を実施する。また、子育て関係機関への巡回指導を実施する。	相談支援事業相談件数(件)	210	→					202
			親子通園事業利用者数(人)	28	→					33
			外来訓練事業利用者数(人)	150	→					151
			子育て関係機関への巡回指導の実施	70	→					69
8	医療的ケア児連絡調整体制整備事業 (自立生活支援課)	医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、関連機関との連絡調整を行うための体制を整備する。	連絡調整会議の実施	2	→					2
9	医療的ケア児支援コーディネート事業 (自立生活支援課)	医療的ケア児と家族を支援し、相談支援、関連機関との連携を行う。	登録数	20	→					20

4-3. 外国籍の子どもと家庭を支援します

外国籍の子どもが、日常生活や学習を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣するとともに、外国籍の家庭に対するの支援を行います。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	各国の言語による情報提供 (広報秘書課)	外国語によるガイドブック、ハンドブック等の作成や生活に関する情報の提供を行う。市や教育委員会などのホームページでも提供する。	「外国人ガイドブック」配布部数(部)	200	→					維持
	同(学務課)		編入学等について市ホームページ翻訳機能により外国語で情報提供	実施	→					継続
	同(ごみ対策課)		ごみ・リサイクルカレンダーに外国語説明を掲載	実施	→					継続
2	外国籍の幼児の教育・保育施設等利用支援 (保育課)	外国籍の幼児が円滑に教育・保育施設等を利用できるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う。	外国籍の幼児の利用支援の実施	実施	→					継続
3	日本語指導補助員の派遣業務 (指導室)	外国籍の児童・生徒に対して、日常生活および学習指導を円滑に営めるように日本語指導補助員を派遣する。	利用者数(人)	20	→					維持
5	市立公園及び環境楽習館での交流イベント (環境政策課)	外国をルーツとする子どもが主体となり、地域交流につながるイベントを実施する	交流イベントの実施	—	検討	→	実施	→	継続	
6	生活日本語教室(公民館)	市内在住・在学(中学生以上)の外国の方を対象に生活日本語教室を開催する。	生活日本語教室の参加者数(人)	1,010	→					継続

4-4. 家庭での子育て、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします

家庭での子育て、子育てが困難な子どもが、適切な環境で育ち自立していけるように、きめ細やかな支援を実施します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	里親制度の紹介と周知 (こども家庭センター)	保護者がいないか、保護者がいても養育できない子どもを家庭的雰囲気の中で育てる制度。制度の周知を図る。	養育家庭体験発表会参加者数(人)	19						継続

第3節 地域で子育て、子育てを支え、まちが笑顔であふれる (基本的視点3)

目標5 地域社会が子育てを見守り支えている

5-1. 子どもが安心して学べる環境をつくります

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、子どもにとって大切な居場所の一つです。

子どもは地域との多様な関わりの中で育つ存在であることから、子どもたちが地域との多様な関係性を持ち、自分らしく過ごせる多面的な環境を整備することで、すべての子どもが生きる力を育み、可能性や個性を伸ばせるように、安心して学べる環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)						
				R5	R7	R8	R9	R10	R11		
1	コミュニティー・スクールと地域学校協働活動による学校・家庭・地域が連携した子育て環境の整備	コミュニティー・スクール(学校運営協議会)の仕組みと地域創生のための地域学校協働活動の仕組みを連携させた子どもたちの成長を支える環境づくりを行う。	コミュニティー・スクール(学校運営協議会)と地域学校協働活動の実施	実施	→					継続	
2	学校図書館活動(指導室)	小中学校図書館に学校図書館補助員を配置し、図書の整理、貸し出し、検索照会サービス、読書指導などを行うことにより学校図書館活動の充実を図る。	貸出数(冊)	小学校	236,437	→					維持
	中学校			16,630	→					維持	
	同(図書館)		学級文庫貸出団体数(団体)	127	→					130	
			調べ学習貸出団体数(団体)	16	→					15	
3	国際性を育む教育(指導室)	外国人英語指導員の配置による外国語教育、外国文化との交流、国際理解教育を行う。	実施時間数(1学級あたり概算)(時間)	小学校	18,35	→					維持
				中学校	6	→					維持
				特別支援学級	6	→					維持
4	特別支援教育(指導室)	発達障がいがあり、集団生活に適応しにくい子どもが、在籍校や特別支援学級で適切な指導を受けることで、周りの子どもたちとの良好な関係が築けるよう支援する。	特別支援教育研修会実施回数(回)	5	→					維持	
			特別支援学級推進委員会実施回数(回)	8	→					維持	
5	子どもの学習支援事業(地域福祉課)	生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯において、家庭状況等により支援が必要な子どもに対し、家庭訪問による学習支援を行う。	実施人数(人)	10	→					10	
6	市立公園等での花壇・菜園事業(環境政策課)	不登校児童・生徒が公園で花壇や菜園の維持管理に関わり、地域の方等との交流を通じて、心の居場所を創出するとともに、新たな興味関心を高めることを目指す。	不登校児童・生徒と地域の方等との交流イベントの実施	—	検討	実施	→			継続	

5-2. 子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります

子どもたちが生きる力を育てていくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。

そのために、異年齢交流、子ども週間行事などを通じて、地域社会における学習と交流を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	異年齢交流 (保育課)	小・中・高校生が乳幼児とのふれあいを通じて、社会体験学習と育児感覚を身につけたり、子どもが地域の大人と交流できる場を設ける。	育児体験受入れ園数(園)	13	→					維持
	同(児童青少年課)		乳幼児との交流事業ボランティア参加者数(人)	24	→					維持
2	子どもが参加できる行事の促進 (児童青少年課)	子ども週間行事等を通じて、地域住民や各種団体の協力を得ながら、健全な遊びや学びの場を設け、子どもの創意工夫による地域活動を促進する。	子ども週間行事参加者数(人)	1,431	→					維持
	同(各課)		子ども関連行事の後援・共催等(件)	6	→					維持
3	各種催し物における、中高生ボランティアの受入 (児童青少年課)	子ども週間行事などで中高生ボランティアの受入を実施する。	子ども週間行事ボランティア受入者数(人)	55	→					維持
4	地域諸団体への活動支援 (児童青少年課)	青少年健全育成地区委員会や子供会などの地域諸団体に対し、活動支援を行う。	補助金交付事業実施団体数(団体)	7	→					維持

5-3. 子育て、子育てしやすい生活環境等を整備します

子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるように、公共施設や遊び場、道路環境の整備に努めます。また、子どもにやさしいまち、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるまちであるとの理念に基づき、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進め、貴重な自然環境を次世代の子どもに引き継ぐための取組を進めていきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	ユニバーサルデザインのまちづくり (自立生活支援課)	ベビーカーや車イスがゆったりと通ることができ、子どもが安全、快適に生活できるまちづくりを行うことによって、誰もがゆたかに暮らし、「心のバリアフリー」が実現できるまちづくりを行う。	障がい特性の理解促進研修参加者数(人)	42	→					29
	同(ごみ対策課)		路上喫煙マナーアップキャンペーン実施回数(回)	7	→					維持
2	子どもにやさしい自然環境の整備 (環境政策課)	市民に身近なみどりである公園等や、国分寺崖線(はけ)のみどり、湧水などの自然環境の保全のため、意識啓発を図るとともに、みどりを増やし、みどりゆたかで快適なまちづくりを行う。	公園等や国分寺崖線(はけ)のみどりを活用した環境イベントの実施	実施	→					継続
3	幹線道路の整備 (都市計画課)	すべての人々が安全で快適な生活が営めるように、歩道空間や道路の整備を行う。	市内都市計画道路(幹線街路)整備率(%)	48.8	→					漸増

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
4	子どもが通る道の安全確保 (交通対策課)	子どもが安全に過ごせるよう、学区域にとらわれず、通学路周辺の安全確保を行う。	市内小学校の通学路点検	9校	→					維持
	同(保育課)	幼稚園、保育所等の散歩コースの点検を行う。	市内幼稚園、保育所等の散歩コース点検	実施	→					継続
5	交通安全教育の推進 (交通対策課)	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、交通事故防止を図る。	交通ルールの広報の実施	2回	→					維持
			自転車交通安全教育の実施	2回	→					維持
	同(指導室)	全小学校で交通安全教育を実施	実施	→					継続	
6	だれもが遊べる公園づくり(環境政策課)	だれもが居ていいと思える場所となるように、障がいのある方や外国ルーツの方の理解の増進を図り、インクルーシブデザインに配慮した遊具や菜園の活用を図る。	障がいのある方や外国ルーツの方の理解増進イベントの実施	—	検討	実施	→		継続	

5-4. 地域の緑と環境を守ります

子どもだけではなく、誰もが安心してゆたかに暮らすことのできるよう、環境意識の向上や3R(Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用)の推進を通じて、緑と環境を次世代に引き継いでいきます。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
1	環境問題の意識向上や環境学習 (環境政策課)	普及啓発事業として環境フォーラムや環境施設見学会等、さまざまな環境イベントを開催する。	環境イベントの実施	実施	→					継続
2	発生抑制を最優先とした3R(発生抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた啓発事業 (ごみ対策課)	3R推進に向けた広報媒体の作成、出張講座などを行う。	小中学校、保育園等への出張講座の実施	実施	→					継続

目標6 地域社会が子育てを見守り支えている

6-1. 地域の子育てネットワークを整備します

共働き世代の増加、核家族化、都市化などにより、地域社会意識も希薄化し、子どもを取り巻く環境は大きく変貌しました。一方、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりの重要性が見直されています。5-2で子どもも地域の一員として参加する取組を進めるとともに、地域の一員として尊重され、役割を果たすコミュニティーを目指し、地域の子育てネットワークづくりに取り組み、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境を整備します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
					R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	子育て支援ネットワーク(子育て支援課) <重点事業>	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPOなどの子育て支援団体との協働によるネットワークをつくり、相互援助と情報発信を行う。	子育て・子育て支援ネットワーク協議会参加団体数(団体)	119						漸増
2	子育てグループへの活動支援(こども家庭センター)	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	支援した自主グループ数と参加者数(団体数/人)	2団体 155						維持
3	ボランティアセミナー(生涯学習課)	国分寺市、小平市、小金井市と東京学芸大学が連携し地域や学校等で活躍するボランティアを養成する講座。ボランティア活動スタートへのサポート、スキルアップを目指す。	ボランティアを養成する講座の延べ参加者数(人)	575						維持

6-2. 誰もが子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します

性別に関わらず誰もが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。

家庭内において育児負担が一方に偏ることなく、相互に協力しながら子育てし、それを職場や地域社会が応援し、支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等の意識醸成を図り、働き方や家庭・地域での役割を含めたワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
					R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	人権尊重、男女平等やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発(企画政策課)	人権尊重と男女平等の意識づくり、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発を行う。	こがねいパレット参加者数(人)	21						45
			男女共同参画シンポジウム参加者数(人)	28						45
2	父親向け交流事業の推進(こども家庭センター)	こども家庭センター親子あそびひろばや児童館の子育てひろばにおいて、父親と子ども、父親同士の交流を図る事業を開催し、男性の育児参加を促進する。	こども家庭センター親子あそびひろば「ゆりかご」での父親交流事業の実施	実施						継続
	同(児童青少年課)		児童館の子育てひろばでの父親交流事業の実施	実施						継続

※上記の他に、第4章及び第5章掲載の多くの事業が関係しています。

6-3. 地域の公共施設の活用を進めます

子どもや子育て中の保護者だけでなく、誰もがゆたかに暮らすことのできる地域社会を実現していくため、地域の公共施設の活用を推進します。

□事業の取組内容・目標

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
					R5	R7	R8	R9	R10	R11
1	子育てに配慮した公共施設の改善(子育て支援課) <重点事業>	子連れで外出しやすいよう公共施設的环境を整備する。市の施設については、おむつ替え、授乳スペースを設置する等、子育てに配慮する。	赤ちゃん休憩室事業の実施	実施						継続
			移動式赤ちゃん休憩室貸出件数(件)	3						漸増

	事業名称 (担当課)	事業の内容	参考指標	実績	計画(年度)					
				R5	R7	R8	R9	R10	R11	
2	小中学校のスポーツ 開放 (生涯学習課)	地域住民のスポーツ、レ クリエーションの場とし て、小中学校の体育施設 を開放し、市民の健康増 進を図る。	スポーツ開放校利用者数 (人)	3,065	→					維持
			一中クラブハウス利用者数 (人)	7,605	→					維持
			南中テニスコート夜間開放 利用者数(人)	128	→					維持